

重要事項説明書

(訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・高松市訪問型サービスA(A-1))

高松市三条町109-8 東洋ビル3A



087—813—8536

訪問介護事業所 いきいきケア

重要事項説明書

(訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・高松市訪問型サービスA(A-1))

ご利用者様に対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者がご利用者様に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 医食浪漫
主たる事務所の所在地	高松市鶴市町2047-8
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 山口 昌弘
設立年月日	平成19年10月2日
電話番号	087-816-7858

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	いきいきケア事業所
事業所の種類・指定番号	3770106312号
所在地	香川県高松市三条町109-8 東洋ビル3A
電話番号	087-813-8536
開設年月日	平成23年5月15日
管理者の氏名	山口 昌弘
サービス提供地域	高松市、三木町、さぬき市、綾歌郡
実施している その他の事業	居宅介護支援事業所、調剤薬局、訪問マッサージ

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	訪問介護
運営の方針	利用者様ならびに利用者のご家族様が、安心して在宅介護を続けていただけるサービスを常に提供する。

4. ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の態勢
管理者	1名	常勤(管理者と訪問介護員を兼務)
サービス提供責任者	2名	常勤2名(訪問介護員と兼務)介護福祉士2名
ホームヘルパー	12名	常勤2名(介護福祉士2名)、非常勤10名(介護福祉士2名、ヘルパー2級8名)

5. 営業時間

営業日	月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

	サービス提供時間は、この限りではありません。
--	------------------------

* 休日：土曜日・日曜日・祝祭日・8月12日～15日・12月30日～1月3日（サービス実施については、この限りではありません。）

6. 提供するサービス内容

〈身体介護〉

- ①起床介助 ②就寝介助 ③排泄介助 ④整容介助
 ⑤食事介助 ⑥衣服の脱着 ⑦清拭 ⑧入浴介助
 ⑨体位交換 ⑩服薬管理 ⑪通院介助 ⑫その他

〈生活援助〉

- ⑬調理 ⑭洗濯 ⑮掃除 ⑯買物
 ⑰薬の受取 ⑱衣服の入替 ⑲その他

* 訪問介護職員は

- ・医療行為を行うことはできません。
- ・各種支払や年金等の管理、金銭の貸借など、金銭を取扱うことはできません。
- ・利用者のための家事・介護を行う業務の為、庭の草刈りや他の家族の食事の用意などを行うことはできません。
- ・その他詳細は、別紙一覧を参照ください。

7. 利用料

(1) 介護保険の適用を受けるサービス

(1)－1 訪問介護サービス

		単位数
身体介護	20分未満	163単位
	20分以上 30分未満	244単位
	30分以上 1時間未満	387単位
	1時間以上 1時間30分未満	567単位
	1時間以降30分を増すごとに算定	82単位
	引き続き生活援助を行った場合（20分から起算し25分を増すごとに加算、70分以上を限度）	65単位
生活援助	20分以上 45分未満	179単位
	45分以上	220単位
通院等乗降介助		97単位

* ご利用者様のケアプランの内容により、利用料金が決定されます。

(1)－2 介護予防訪問介護 相当サービス

1回当たりの利用料

区分	対象	月間の利用回数	利用料
介護予防訪問介護相当サービス	要支援1・2	4回	287単位/回
介護予防訪問介護相当サービス	要支援1・2	8回	287単位/回
介護予防訪問介護相当サービス	要支援2	12回	287単位/回

(1)－3 介護予防訪問介護 高松市訪問型サービスA(A-1)

(生活援助のみのサービス)

1回当たりの利用料

週1回まで 1回当たり 220単位(月4回)

週2回まで 1回当たり 220単位(月8回)

1回当たりのサービス時間 45分

* 上記の利用料につき、自己負担額は1割となりますが、一定の所得がある方については、2割・3割の自己負担となります。* 1別紙参照

* 介護サービス実施に当たり、駐車料金が発生する場合、ご利用者様の負担とさせていただきます。

【加算】サービスの種類により、下記につきましては、加算が発生する場合があります。

1. 以下の時間帯は、次の割合で上記利用料に加算されます。

早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)25 %

深夜(22時～翌朝6時)50 %

2. 訪問介護初回加算 (新規時のみ、1・2)

3. 緊急時訪問介護加算 (1)

4. 2名の訪問介護員が訪問する場合 所定の2倍

5. 水道光熱費等サービス提供のために利用したものは、ご利用者様の負担となります。

6. 介護職員等処遇改善加算

1. は訪問介護サービス、2. は従前相当サービス、3. は高松市訪問型サービスA(A-1)を指します。

(2) 介護保険の適用を受けないサービス(自費サービス)

【サービス内容】

1 サービスAの45分では賄いきれない部分への家事延長サービス

2 介護保険サービス外の家事代行(大掃除や庭掃除など)

3 入院準備・退院時のお手伝い

4 介護保険訪問日以外での家事のお手伝い

5 調剤薬局でのお薬の受け取り(当社関連薬局)

6 ご家族様の支援(食事の準備等) など。

【ご利用料金】

30分 1250円

60分 2500円

* 消費税込みの料金です。

* 利用時間は30分から最大2時間までを対応。(内容により時間の延長は応相談)

* 駐車場代金が発生する場合、ご利用者様の負担となります。

* 交通費として、別途200円が加算されます。

* お買物サービスの場合、近隣スーパーの利用を原則として、別途100円が交通費として加算されます。

【ご利用方法】

事前予約制により、まずは、お電話でご相談下さい。

受付時間 午前9:00～12:30(月曜日～金曜日 祝日休) 担当: 檜田

* 人員の関係上、ご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

(1) キャンセル料

訪問介護をキャンセルした場合には、以下の通りのキャンセル料をいただきます。ただし、病状の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

前日のキャンセル : 無料

当日のキャンセル : 利用料の 50 %

(4) 支払方法

毎月の利用料は、指定口座より、翌月20日に自動振替または現金にてお支払いください。

当事業者はご利用者様に対し、毎月15日までに、サービスの提供日、当月の利用料等、内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。

8. 苦情申立窓口

利用者相談窓口	利用時間 平日 午前8時半～午後5時半 利用方法 電話 087-813-8536 面接 場所: 高松市三条町109-8 東洋ビル3A いきいきケア事業所
高松市介護保険課	利用時間 平日 午前9時～午後5時 利用方法 電話 087-839-2011 面接 場所: 高松市番町1丁目8-15 高松市役所介護保険課
国民健康保険団体 連合会	利用時間 平日 午前9時～午後5時 利用方法 電話 087-822-7453 面接 場所: 高松市福岡町2-3-2 国保連合会事務所

9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名 所属医療機関の名称 所在地 電話番号	
緊急連絡先	氏名 住所 電話番号 昼間の連絡先 夜間の連絡先	

10. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名 AIJ損害保険株式会社
- ・保険の内容 訪問介護サービス並びに自費サービス時の賠償限度額 1億円

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、□甲1□甲2 に対して、サービス契約書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を交付・説明し、同意を得ました。

<訪問介護サービス事業者>

所在地 高松市鶴市町2047-8
法人名 株式会社 医食浪漫
代表取締役 山口 昌弘 印
事務所所在地 高松市三条町109-8 東洋ビル3A
事業所名 いきいきケア 指定番号
3770106312

説明者氏名 印

(甲) 私は、サービス契約書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意いたしました。

<甲1> 利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

<甲2> 利用者の家族 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____